

- 1 志願者の状況については、障がいの種類・程度、その他、適性検査・面接等において配慮を必要とする志願者の具体的な状況を記入すること。なお、英語の音声聞き取る検査（リスニング）の受検上の配慮の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の志願者とし、聴力レベル等を具体的に記入すること。さらに、補聴器を使用し、かつ、音量増大等の配慮を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについて記入すること。
- 2 配慮事項には、適性検査・面接等において配慮すべきことを具体的に記入すること。
- 3 県立中学校長又は県立中等教育学校長は、この申請書の記載内容のみでは障がいの程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。
- 5 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。